

令和3年度第1回
岡山県障害者差別解消支援地域協議会（書面開催）
次 第

1 議 題

(1) 障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について

1 障害者差別解消の推進に向けた取組状況

岡山県自閉症協会

- 1 世界自閉症啓発デー（4/2）・発達障害啓発週間（4/2～8）
 - ・街頭啓発活動
毎年4月、JR岡山駅での啓発チラシやグッズの配布
 - ・ブルーライトアップ
毎年4月、岡山城天守閣、備中国分寺五重塔、作州浪漫館、ノートルダム清心女子大学のブルーライトアップ
 - ・啓発パネルと作品等展示
毎年4月、岡山市役所、津山市役所での展示
JR岡山駅エキチカ広場での展示
- 2 障害者週間（毎年12月）
イオン岡山での啓発資材配布の協力
- 3 その他
 - ・セミナー、講演会の実施
 - ・「アスのワニプロジェクト」（令和2年度岡山県「発達障害者支援県民理解促進事業」として動画の配信とJR岡山駅東口のターミナルスクエアビルに「ワニ」の絵をライトアップ

関連 URL：

- 「アスのワニ プロジェクト」自閉症・発達障害啓発動画 /岡山県自閉症協会
Youtube <https://www.youtube.com/watch?v=iR-YIfyCi-Y>
- アスのワニ PJ Facebook
<https://www.facebook.com/profile.php?id=100062062082683>
- アスのワニ PJ Instagram
<https://www.instagram.com/asunowanipj/?hl=ja>
- アスのワニプロジェクト Twitter
<https://twitter.com/asunowaniPJ>

岡山県難病団体連絡協議会

- ・難病フォーラム
専門の講師をお招きし、メンタルヘルス、就労支援、福祉サービスなど日常生活に役立つ情報を参加者へお届けしています。難病患者ではない方も参加ができ、難病の事に触れていただけるとともに病気ではない人にも活用できる内容となっています。
- ・難病ウォーキングキャンペーン

難病について理解してもらうための啓発活動で、平成 30 年から開催しています。内部障害(ハートプラスマーク)の横断幕や参加者全員で啓発マークを載せたトートバックを持ち、一般の方に見ていただきながら決められた区間を歩いて行きます。

・難病パネル展

岡山市保健所が主催の難病パネル展へ出展し、団体に寄せられた難病患者の声、事例を紹介しています。

・研修会・講座、患者同士の交流会

ピア・サポーターへの研修会、介護講座など開催し、参加者同士の交流も図っています。

岡山労働局

1 職員研修の実施

新規採用職員、人権教育受講職員、新任管理者

2 事業主向け啓発

ハローワーク窓口でリーフレットの配布

岡山県手をつなぐ育成会

1 研修について

- ・県育成会内の小規模事業所協議会(福祉事業所の職員が会員)で、「障害のある方に対する差別の禁止」をテーマにした講演による研修会を開催した。
- ・各地域で「あいサポート運動」についての研修を行うよう紹介を行っている。親の会・地域の相談員の研修会などで取り組みがみられましたが、コロナ禍で開催自体が難しい状況になった。
- ・全国手をつなぐ育成会連合会権利擁護センター主催の「啓発キャラバン隊(疑似体験により障害特性の理解を広める)」や共生社会フォーラムイン岡山などの研修会(いずれもオンライン開催となった)を紹介した。

2 地域連絡協議会による警察署や公共交通機関訪問

- ・県下各地域で障害のある人を理解していただくために行っている。情報提供もしていただき有意義な訪問になっている。

3 全国手をつなぐ育成会権利擁護センターから依頼のあるアンケートを、できる限り会員に協力を求め回答をお願いした。「グループホームや福祉事業所の立ち上げと地域住民とのトラブル」や「医療機関の受診で困っていること」などのアンケートがあり、全国のまとめを理事会等で報告した。

4 毎年行っている県等への要望の内容を、権利擁護や差別解消も含め会員からあげていただき、また会報等で紹介し問題意識を持っていただけるよう努めている。

特別支援学校

- ・近隣の公民館との連携による地域啓発活動（学校に来校しての見学・参観による人権研修、公民館等に出向いての清掃等の授業実施）
- ・障害者雇用の理解・啓発及び推進に向け、企業参観日（学校見学・参観、講演等）1年間に数回の実施
- ・複数の特別支援学校が学校HP内でのブログや学校のフェイスブックで、活動の様子等を発信している。

中国運輸局岡山運輸支局

毎年開催される採用者研修および新任係長研修時において、法制度の仕組みおよび国交省職員としての対応方針等つき講義を行っている。

岡山県（障害福祉課）

1 研修会の実施

(1) 県職員研修（毎年）

- ①対象者 新規採用職員、主任級職員、労務管理者
- ②内容 障害者差別解消法及び職員対応要領の説明

(2) あいサポーター研修（毎年）

- ①対象 一般
- ②内容 障害特性の理解と障害のある人への配慮
（ちょっとした手助け）を実践する「あいサポート」運動の普及啓発
〔令和2年度実績 40回 参加者 約1,455人〕

2 セミナー等の開催（毎年）

- ①対象 一般
- ②内容 障害者差別解消、障害者の権利擁護、虐待防止など

3 啓発イベントの実施

障害者週間に啓発イベントを開催

〔令和2年度実績 12/3～12/9「障害者週間」ポスター・パネル展（イオンモール岡山）〕

4 啓発冊子の配布

- (1) 「バリアフリー社会の思いやり」（一般向け冊子）
- (2) 「障害者差別解消法・あいサポート運動実践事例集」（市町村・団体向け）

2 不当な差別的な取扱いや合理的配慮への対応事例等

岡山県難病団体連絡協議会

○不当な差別的な取扱いとの申出のあった事例

難病患者は、表面的に症状が分かりにくい人も多く、周囲に理解されないこともある。特に就労についての悩みが多く、不調であっても怠けていると誤解されるというケースも少なくはない。

事例：仕事で体調が悪くなり、座っていると仕事をしていないように捉えられた。

事例：病気を開示して仕事をしていたが、会社の経営者が変わり、辞めて欲しいと思える言動があり、辛くあたられる。

○合理的配慮の申出について対応した事例

フォーラム、ウォーキングキャンペーンでは、難病患者の体調を考慮し、医療従事者に来ていただき不調の方へ対応した。

岡山労働局

○合理的配慮の申出について対応した事例

- ・下肢障害の職員について、採用時は松葉杖使用であったが、加齢により車椅子使用となった。職員からの申出を受けて、勤務官署については、エレベーター設置がある所属とした。
- ・下肢職員（装具着用）について、業務時間中の移動が少なく済むように共用プリンター近くにデスクを変更し、また、ファイル等の書類移動の負担を軽減するため、ワゴンを用意したほか、踏み台を購入し、高い位置から書類を取り出しやすくした。

岡山県手をつなぐ育成会

○合理的配慮の申出について対応した事例

- ・地域で新型コロナウイルスに感染した人への誹謗中傷や差別があったことの報告があったが、育成会として介入することはできなかった。今年度の要望事項として各市町村で風評被害に対する正しいメッセージを出していただくことをお願いした。
- ・コロナ禍で集まることが難しく、オンラインによる会議や研修会が多くなり、育成会でも取り組んできたが、本人の会（当事者の会）の事業が全くできなかった。知的障害がある場合、本人（当事者）だけではオンラインによる会議等の開催は難しく、支援の在り方の難しさを感じた。

特別支援学校

○合理的配慮の申出について対応した事例

- ・ 遠隔授業での単位認定
- ・ 定期考査での iPad を用いたキーボード入力、音声入力による解答
- ・ iPad の音声入力（呼気入力）機能を使用しての学習
- ・ 定期考査を受ける際の代筆
- ・ 数学、英語の試験時間の延長
- ・ 中学生を対象とした教育相談時に、場面緘黙の生徒に対して、筆談での実施 等

岡山県（障害福祉課）

【障害福祉課①】

（相談事例）

民間遊技場でのアトラクション利用について、障害のある人は利用できないような表示があったとして相談があった。

（対応）

「〇〇の動作ができない場合は、安全性の観点から利用をお断りする場合があります。詳しくはお近くの従業員におたずねください。」など、利用をお断りする場合は、具体的に正当な理由があることをきちんと説明して理解してもらうことが重要であることを助言した。

【障害福祉課②】

（相談事例）

観客席がある民間のイベントについて、介助者の料金が無料でないことは不適切ではないかとの相談があった。

（対応）

状況を確認したところ、障害のある方本人及び介助者の方の入場料が割引されていた。本人に説明したところ、割引されていることを知らなかった。納得したとのことだった。イベント主催者に対しては、障害のある方の料金の割引などについては、丁寧に説明をして頂きたいと伝えた。

【人事委員会事務局】

障がい者対象の県職員等採用試験において、受験申込書及び第一次試験合格者が提出する第二次試験連絡票に受験に当たっての要望事項の記入欄を設けており、要望のあった受験者については、本人に適宜確認を取った上で配慮を行った。

令和3年度第1回
岡山県自立支援協議会（書面開催）
次 第

1 議 題

- (1) 第4期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画について（情報提供）

第4期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画について

県では、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までを期間とした「第3期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に基づき、障害のある人の所得向上に取り組んできたところであり、継続的・計画的な取組が重要であることから、引き続き、第4期計画を策定し、障害のある人が就労を通じて所得向上が図れるよう、総合的な支援に取り組むこととする。

1 計画の性格

「第4期岡山県障害者計画」における雇用・就業、経済的自立の支援についての具体的な方策を定めたものであり、また、国が令和3年3月に策定した『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』に即した県計画と位置付ける。

2 計画の期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間

3 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

ただし、障害者就労施設等からの優先調達については、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所等も支援の対象とし、福祉的就労から一般就労への移行・定着への支援については、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労定着支援事業所も対象とする。

4 工賃の現状と目標

(1) 工賃の現状

第3期計画における平均工賃の実績は、平成30年度が14,741円、令和元年度が14,913円と増加したが、最終年度の令和2年度は、14,643円と前年に比べ減少した。

年 度	第2期計画			第3期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標工賃	13,600円	14,300円	15,100円	14,900円	15,600円	16,400円
工賃実績	13,254円	13,691円	14,160円	14,741円	14,913円	14,643円
前年対比	+3.0%	+3.3%	+3.4%	+4.1%	+1.2%	-1.8%

(2) 目標工賃の設定

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれることから、令和3年度の目標工賃は、令和元年度の実績相当までの回復を目指すこととし、令和4年度以後は、感染症の影響が出る前の平成30年度までの工賃実績の伸び率や各事業所の目標工賃等を踏まえ、年5%程度の向上を目指すものとして、次のとおり設定する。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標工賃	15,000円	15,700円	16,500円

5 支援のための具体的方策

- ・共同化の推進（共同受注の推進、インターネットを活用した販売促進等）
- ・企業的経営視点の導入等（民間企業のノウハウや技術の活用等）
- ・他部局等との連携による障害のある人の就労機会の創出（農福連携等）
- ・説明会や研修等の実施（商品開発、先進事例紹介等）
- ・地域レベルの取組の推進（市町村への働きかけ等）
- ・障害者就労施設等からの優先調達の推進
- ・福祉的就労から一般就労への移行・定着の促進 等

第4期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画

策定：令和3（2021）年7月

第1 計画策定の趣旨

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であるという考え方のもと、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、一般就労を希望する人には、できる限り一般就労できるように、また、一般就労が困難である人には、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図り、経済的基盤を支える必要があります。

県では、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までを対象期間とする「第3期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」により、障害のある人の所得向上に取り組んできましたが、継続的・計画的な取組が重要であることから、引き続き、第4期の所得向上計画を策定し、障害のある人が就労を通じて所得向上が図れるよう、総合的な支援に取り組むこととするものです。

第2 計画の性格

この計画は、「第4期岡山県障害者計画」における雇用・就業、経済的自立の支援についての具体的な方策を定めたものであり、また、国が定める「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に即した県計画として位置づけます。

第3 計画の期間及び対象事業所

1 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年とします。

2 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

ただし、第7においては国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項の障害者就労施設等を、第8においては就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所及び就労定着支援事業所を対象とします。

第4 工賃の現状と目標

1 工賃の現状

第3期計画における平均工賃月額の実績は、平成30（2018）年度が14,741円、令和元（2019）年度が14,913円と増加しましたが、最終年度の令和2（2020）年度は、14,643円と前年に比べ減少しました。

2 目標工賃の設定

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれることから、令和3（2021）

年度の目標工賃月額は、令和元（2019）年度の実績相当までの回復を目指すこととし、令和4（2022）年度以後は、感染症の影響が出る前の平成30（2018）年度までの工賃実績の伸び率や各事業所の目標工賃等を踏まえ、年5%程度の向上を目指すものとして、次のとおり設定します。

令和3（2021）年度 15,000円

令和4（2022）年度 15,700円

令和5（2023）年度 16,500円

※この目標は、県全体の平均目標として設定するものであり、これを上回る工賃を実現している事業所については、利用者が地域で自立した生活を実現できるよう、さらなる向上を目指すこととします。

（参考）

目標工賃を時間額で設定した事業所があることから、参考値として、時間額による目標工賃を示します。（令和2（2020）年度の時間額の実績は、196円）

令和3（2021）年度 198円

令和4（2022）年度 208円

令和5（2023）年度 218円

※工賃支払総額÷総労働時間

3 進捗管理

令和5（2023）年度までの各年度において、目標工賃に係る達成状況を調査し、県のホームページで公表します。

第5 基本的視点と役割

1 基本的視点

障害のある人も地域の支え手として活躍することを目指し、障害のある人の仕事の創出や工賃向上に取り組む事業所を積極的に支援するという視点を基本とします。

また、事業所においては、各事業所の工賃の向上のほか、一般就労への移行による所得の向上、福祉的就労による生活の充実など、各利用者の目標や適性等に配慮した支援を行うものとします。

2 事業所の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があって初めて実現することから、各事業所は、自らの工賃向上計画に基づき、その実現に向けて、管理者が中心となり、事業所の全職員が利用者やその家族等とともに、地域と連携しながら取組を進めるものとします。

3 県の役割

県は、各事業所が工賃向上への取組を円滑に進めることができるよう、関係施策の充実に努め、この計画に掲げる目標達成を目指すものとします。

第6 工賃向上のための具体的支援

1 共同化の推進

- ・事業所の製品・役務に係る共同受注や販路拡大、情報の収集・提供等の事業所支援の役割を担い、所得向上の中核となる組織（以下「支援組織」という。）の体制及び機能の強化を図ります。
- ・支援組織等を窓口とし、事業所の提供できる製品や役務等の情報を集約するとともに、インターネットを活用した情報発信や販売促進を行います。また、企業等のニーズを把握し、1事業所では受注が困難な場合は複数の事業所による共同受注を行うなど受注機会の拡大に向けた支援を行います。
- ・各種店舗をはじめ、高速道路のサービスエリア、官公庁や公共機関の売店などの販売拠点の活用と拡大を図るとともに、支援組織の営業力向上により、事業所の各製品等の特徴に応じた新たな販路の開拓や高単価業務の受注、共同化を進めます。

2 企業的経営視点の導入等

- ・民間企業のノウハウや技術を活用することは有効であると考えられることから、事業所に対する経営や技術指導等について協力が得られるよう経済団体などとの連携・協力を推進します。
- ・支援組織等を活用し、商品開発や販路開拓、作業効率の向上につながる支援を実施します。
- ・企業等による事業所の製品の購入や事業所に対する作業の委託、県が包括協定を締結している企業等における常設販売等の拡大を推進します。

3 他部局等との連携による障害のある人の就労機会の創出

- ・農業分野での障害のある人の就労の支援、工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るため、農福連携サポートセンターを核に福祉側と農業・農家側のマッチングを支援するとともに、農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等、地域団体等との連携を図りながら事業所の農業分野等における取組の拡大を推進します。

4 説明会や研修等の実施

- ・事業所における工賃水準の向上を目指した取組や創意工夫を促すため、経営能力の向上に関する研修や好事例を共有する研修等を実施し、各事業所の管理者及び職員の意識の向上や新製品の開発、受注拡大等のためのノウハウの習得を図ります。
- ・工賃向上率の高い事業所や、恒常的に工賃の高い事業所その他工賃向上に向けた工夫により成果をあげている事業所の事例を収集し紹介します。

5 地域レベルの取組の推進

- ・障害のある人の所得向上を進めるため、各地域においても、協議会等のネットワークを活用して事業所間連携による商品開発や販路拡大の取組を支援します。
- ・工賃向上に向けた事業所の取組に対し、積極的な支援を行うよう市町村に働きかけるとともに、各地域において市町村等の関係機関と事業所が連携した取組を推進できるよう支援します。

第7 障害者就労施設等からの優先調達の推進

障害のある人の所得向上を進める上で、官公需の発注拡大が効果的であることから、別に定める調達方針により、就労継続支援事業所など県内の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。

第8 福祉的就労から一般就労への移行・定着の促進

障害のある人の所得向上には、障害福祉サービス事業所の利用による福祉的就労から企業等での一般就労への移行が有効であることから、事業所職員に対して就労移行に係る好事例の紹介や技術向上のための研修を実施するなど、各事業所による一般就労への取組を支援します。また、重度の障害のある人には在宅での就労を支援するとともに、障害のある人の雇用の促進等に関する企業等への普及啓発や就労定着に向けた支援にも重点的に取り組めます。

第9 計画の見直し

関連制度の改正や県内事業所の状況等に応じて、適宜、この計画の見直しを行います。

<参考> 第3期計画の目標工賃と実績（県平均工賃月額実績の推移）

年 度		H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	平均
月額	目標工賃	14,900円	15,600円	16,400円	—
	実績	14,741円	14,913円	14,643円	—
	前年対比	+4.1%	+1.2%	-1.8%	+1.2%
時間額	目標工賃	194円	204円	214円	—
	実績	194円	198円	196円	—
	前年対比	+4.9%	+2.1%	-1.0%	+2.0%